

【学部生】入 学 料 ・ 授 業 料 免 除 申 告

番号	本学独自の免除制度	対象者	現在の状況				
①	×	修学支援新制度認定済み	給付奨学金：決定者	支援区分：第Ⅰ～Ⅲ区分 支援区分：第Ⅰ（多子）～第Ⅳ（多子）区分 支援区分：多子世帯区分			
②				支援区分：第Ⅰ～Ⅲ区分 支援区分：第Ⅰ（多子）～第Ⅳ（多子）区分 支援区分：多子世帯区分 「入学料徴収猶予（入学料の納付延期）希望者」			
③	○	修学支援新制度在学採用申請予定者	給付奨学金：大学入学後（4月以降）申請する者	「入学料徴収猶予（入学料の納付延期）を希望しない者」			
④				「入学料徴収猶予（入学料の納付延期）希望者」			
⑤	○	修学支援新制度の対象外者	給付奨学金：要件外者	「入学料徴収猶予（入学料の納付延期）希望者」+授業料免除			
			給付奨学金：要件外者	「入学料徴収猶予（入学料の納付延期）希望者」			
		経済的理由	「入学料徴収猶予（入学料の納付延期）希望者」				
⑥	○	修学支援新制度在学採用申請予定者 + 災害枠 or コロナ枠	給付奨学金：大学入学後（4月以降）申請する者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水			
				コロナ感染症による家計急変（授業料免除のみ）			
⑦		修学支援新制度認定済み + 災害枠 or コロナ枠	給付奨学金：決定者	第Ⅱ区分 第Ⅲ区分	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水 コロナ感染症による家計急変（授業料免除のみ）		
⑧	○	修学支援新制度の対象外者 + 災害枠 or コロナ枠	給付奨学金：不採用者、要件外者	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水			
	コロナ感染症による家計急変（授業料免除のみ）						
⑨			○	学資負担者の死亡等 (災害発生後1年以内に限る)	災害救助法が適用された自然災害で、入学前1年以内において、学資負担者が死亡（含行方不明）した場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅱ・Ⅲ）又は大学入学後（4月以降）申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。		
⑩			○	学資負担者の死亡等 (入学前1年以内に限る)	入学前1年以内において、学資負担者の死亡、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅱ・Ⅲ）又は大学入学後（4月以降）申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。		
⑪			○	私費外国人留学生			

※1) 表中の本学独自の免除制度「×印」対象者は本学独自制度の免除制度には申請できません。

※2) 入学料徴収猶予（入学料の納付延期）は入学料を免除するものではありませんので、入学料を納付しなければなりません。